

民泊アンケートの自由記入欄（日住協）

2017年12月11日締め切り

問12の民泊全般に関する自由記入欄

1. 法律で決めた。管理規約で禁止していなければ、何でもOKか。あとは、お前たちで解決しろか。
2. 今年(平成29年)規約改正委員会を理事会内に設置し、平成30年1月には、3月15日までに禁止を明確にし、平成30年5月の総会で改正する。
3. オリンピックに対してのことだと思います。オリンピックが終われば、あまり必要性がないのではないか。
4. 理事会としては、禁止を決議し、組合員への通知もしている。今後組合員に対して総会までに意識を高めてもらう活動をしていく。大きな問題であるにもかかわらず、短期で行わなければならない。禁止の方向の規約で明確化することが望ましいと考える。理事会としての負担はもとより、説明の不備があれば、責任も重いと感じている。国は宿泊施設不足、観光立国を目指すということだが、国民から見れば、降ってわいたような法にこれほど、振り回されるのかと、困惑している。この現実を知っているのであろうか。住民として自ら環境を守る、当たり前前の生活を守りたい。
5. 当マンション独自の使用細則を策定しており、その中で、明確に民泊禁止をうたっている。住民の半数以上の同意なので、規約よりもその重みは低いかもしれないが、このような手法で禁止することも一つの手段ととらえている。
6. 当マンションは、自己所有の専有部分を賃貸している外部居住者(約30%)は、組合員の権利を有しながら、役員に就任せず、他人任せである。そのうえに、居室を民泊に出せば、今後発生するトラブルの解決も他人任せとなる。絶対反対です。今でも、居住組合員が管理に精出して、外部居住者の賃貸行為が成り立っているのに、さらに民泊業務に協力するいわれはないです。
7. 団地という集合住宅で、これまで積み上げてきたコミュニティがなくなってしまうため。ルールがなくなり、犯罪が大変心配される。
8. 現行の生活環境を維持できるのか？ 集合住宅として築き上げてきた現況

を維持することから、民泊を許容できない。

9. 住民の意見をまとめ、対応することが大切と思います。
10. 分譲マンションでの民泊は、断じて認めない。
11. 管理規約で民泊を禁止しても、実務的にどうしたら実効性のあるものができるのか、わかりません。
12. 宿泊施設が足りない問題は、マンション個々の問題ではなく、政治の問題の
はず。
13. 民泊サービスは、現居住者とのトラブルになる危険があるので、11月の理
事会で禁止を決議、来年の定期総会へ規約改正を提案する予定。
14. 外国人観光客の急増で、特区ですでに実施されている民泊サービスは、多
くのトラブルが報じられています。当管理組合では、専有部について、住まい
の平穏を維持すること、団地の美化、公衆衛生の確保、防犯等に鑑み、民泊を
認めないことを明確に規約でしておく必要があると考えます。9月2日に日住協
会長より資料をいただいたので、さっそく、規約改正委員会で、規約改正案を
作成し、理事会に提案、承認されました。
規約改正案は12月3日に開催する臨時総会に提案する予定です。すでに臨時総
会議案書を組合員に配布、準備が進んでいます。民泊を認めてはいけないとい
う組合員の声が上がっていて、議案書は大変好意を持たれて読まれています。